【契約の概要調書】

(契約件名)

自動車運行管理業務

契約の概要

本件は、

気象庁の保有する車両の運行及び管理を委託し、自動車運行管理業務を円滑に行う もので、主な内容は下記のとおり。

- ○車両の運行計画の企画、立案
- ○車両の運転及び日常点検・整備
- ○事故処理に関する事項

履行期間

〇平成25年4月1日から平成26年3月31日

勤務時間

- 〇月曜日から金曜日 (祝祭日及び年末年始の休日を除く)
- 〇午前7時30分から午後6時30分までの連続した9時間(うち1時間は休憩時間)

業務従事者

- 〇運行管理責任者 1名
- 〇車両運転者 5名

注意点等

- ・参加方式確認書類の提出期限 平成25年2月25日(月)17時まで
- 最低価格落札方式
- 電子入札対象案件

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します

記

1. 競争入札に付する事項

いること。

(1) 件 名 自動車運行管理業務(電子入札対象案件)

(2)履行内容 仕様書のとおり(3)履行場所 仕様書のとおり

(4) 履 行 期 間 平成25年4月1日~平成26年3月31日

- 2. 競争に参加するものに必要な資格
- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。 但し、入札書提出期限までに、平成25・26・27年度に有効となる競争参加資格審査申請を行って
- (4) 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 有資格者が「会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の決定を受けた者」 又は「民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当し た場合は、次に掲げる書類を提出していること。
 - (A) 更正手続開始決定書又は再生手続開始決定書(写しでも可)
 - (B) 許可決定に伴い、定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類(写しでも可)
 - (C) 上記(B)に伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (7) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと((6)の書類を提出している者を除く。)。
- (8) 運行管理責任者及び車両運転者の資格等
 - (A) 運行管理責任者に従事する者は、運行管理の実務経験を有すること。また、運行管理実務経験の証明書類を提出すること。
 - (B) 車両運転者は、1年以上において自動車(貨物自動車を含む。)の運転を業務として行っていた実務経験があり、かつ年齢が65歳未満であり健康管理上の問題がないこと。また、大型免許の資格を取得していること。

それらを証明する書類及び発注者へ提出する日から過去1年以内の健康診断書の写を誓約書 (別紙)に添付して提出すること。

- (別紙)に添付して提出すること。 (C) 自動車運行管理業務に従事する者に対して、運転従事業務等に関する教育研修制度が確立されていること。また、自動車運行管理業務従事者に対する研修教育体制の実績を証明できる書類を提出すること。
- (D) 自動車運行管理業務において、交通事故防止対策及び事故が発生した場合、迅速かつ責任ある対応により万全な事故処理が可能であること。また、自動車運行管理業務の事故に対する管理体制として事故発生時の具体的対応が明記され、それを証明できる書類を提出すること。
- (E) 自動車運行管理業務に専従する者が休暇を取得する場合において、交替対応が可能な運行管理体制が確立されていること。また、交替対応体制表及び証明できる書類を提出すること。
- (F) 災害時等における業務履行時間外の対応体制が確立されていること。また、車両運行計画の変更等に的確に対応できる体制(運行管理責任者・車両運転者の代理者の設置、担当職員・運行管理責任者・車両運転者の間の複数の連絡方法(固定電話、携帯電話及びメール等))が確立されていること。およびこれらの体制が証明できる書類を提出すること。
- 立されていること。およびこれらの体制が証明できる書類を提出すること。 (G) 受注者が自然災害、大火災及びテロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法及び手段などがわかる書類を提出すること。

なお、落札予定者は上記に示す資格及び要件を確認するため、証明できる書類等を平成24年3月15日17時までに施設物品管理室管理係長へ提出し確認を受けること。

- (9) 業務を確実かつ円滑に実施できる体制を確保するための本店、支店又は営業所が首都圏内に所在すること。
- 3. 入札説明書及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都千代田区大手町1-3-4

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係

03-3212-8341 (内線2187)

- 4. 入札説明書等の交付期間等
- (1) 交付期間 平成25年2月8日 から 平成25年2月22日 17時まで
- (2) 交付場所 上記3. に同じ
- (3) 交付方法 電子データで交付する(電子媒体(USBメモリー、CD-R)要持参)。
- 5. 証明書等提出期限等
- (1) 提出期限 平成25年2月25日 (月) 17時
- (2) 提出書類
 - (A) 電子入札方式 証明書等(資格審査結果通知書等)及び確認書
 - (B) 紙入札方式 証明書等(資格審査結果通知書等)及び紙入札方式参加願
- 6. 入札執行日時・場所及び入札書の提出方法
- (1) 入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、契約担当官等の承諾を得た場合は、紙により上記3.まで持参すること。
- (2) 入札書の締め切り 平月

平成25年3月1日(金) 16時

- (3) 開札日時・場所 平成25年3月4日(月) 16時 気象庁総務部613共用会議室
- 7. 入札保証金及び契約保証金 免除する。
- 8. その他
- (1) 2. に示す資格を有しない者及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (4) 落札決定後、契約書を作成する。
- (5) 本調達は、平成25年度予算の成立を条件とする。

平成25年2月8日

支出負担行為担当官 気象庁総務部長 野保光孝